

## 件名：市民環境大学を6月17日に開校

### 1 趣旨・目的

身近な生活の質を向上させながら、次世代へ良好な環境を残すための手法を学ぶ講座を開催し、環境に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民が環境を軸としたまちづくりに対してリーダーシップを発揮する機運を醸成します。

また、生活に密着したテーマを選定するとともに、テーマに沿った先進事例の紹介、意見交換などを設けることにより、環境基本計画における市民参加の役割について学習します。

### 2 実施の背景

近年における環境問題は、私たちの日常生活や通常の事業活動に起因して発生することが多く、深刻化、複雑化しており、不特定多数の者が原因者であるとともに、その影響を受ける被害者でもあります。

この問題を解決するためには、様々な主体が、環境問題を自らの問題と強く認識し、人々の日常生活や事業活動のあり方そのものを環境負荷の少ないものに変えていくことが必要であり、そのための手法として環境教育や環境学習会などの推進が極めて重要となります。

本事業は、市民自らが身近な環境に目を向け、正しい知識と明確なビジョンを持ち、良好で快適な環境の保全と創造について実践を誘発するプログラムを実施します。

### 3 テーマ「原発事故後の環境とエネルギー」

### 4 日時・場所

|     | 日にち           | 講義内容                |
|-----|---------------|---------------------|
| 第1回 | 平成24年6月17日(日) | 「夏を乗り切る節電・省エネ手法」    |
| 第2回 | 平成24年8月       | 「放射能汚染の現状と適切な対処法」   |
| 第3回 | 平成24年10月      | 「エネルギー需給の現状と今後の見通し」 |
| 第4回 | 平成24年12月      | 「再生可能エネルギーの可能性」     |
| 第5回 | 平成25年2月       | 「持続可能な暮らしと社会づくり」    |

\*開催時間は、全回午後1時30分から4時30分までです。

\*開催場所は、全回市役所第二庁舎201会議室です。

### 5 実施の具体的内容

5回シリーズで講座を開催し、概ね8割出席した受講者に「渋川市エコ・リーダー」の称号を付与し、環境保全事業推進を図ります。(別紙「渋川市エコ・リーダー認定要綱」参照)

なお、現在のエコ・リーダー認定者数は177人です。

## 6 今後の計画

エコ・リーダーは、「エコ・リーダーズセミナー」においてより一層の知識を深め、環境問題に対する取組の具体的手法などを学びます。また、それぞれの地域で環境問題に取り組む先導役として、地域環境保全活動の持続的な実践に活躍していただきます。

## 7 前回の実績や前回との違い

前回（平成23年度）は、「地域性とエコロジー」をテーマに開催し、受講者自らが自己の判断能力を向上させることを目的に、基本的知識の習得と先進事例について学習していただきました。

今年度は、テーマを「原発事故後の環境とエネルギー」と題し、受講者が知識を習得するとともに、問題意識の強化を図るための学習を行います。

### 《参考》前回（平成23年度）実績

#### テーマ「地域性とエコロジー」

|     | 日にち       | 講座内容                    | 受講者数 |
|-----|-----------|-------------------------|------|
| 第1回 | 6月26日(日)  | 自然エネルギーと活用事例について学ぼう     | 35   |
| 第2回 | 8月21日(日)  | 地域特性を活かした緑の利活用の先進事例を知ろう | 24   |
| 第3回 | 10月16日(日) | 地域性とニューツーリズムについて学ぼう     | 22   |
| 第4回 | 12月11日(日) | 地域特性を活かした実践事例を見学しよう     | 19   |
| 第5回 | 2月19日(日)  | 地域資源の活用と地域活性化の先進事例を学ぼう  | 24   |

(別紙)

● 渋川市エコ・リーダー認定要綱 (H18. 2. 20告示第85号)

(目的)

第1条 この告示は、渋川市エコ・リーダー認定に関し必要な事項を定め、もって渋川市の良好で快適な環境の保全及び創造を推進することを目的とする。

(認定の基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、渋川市エコ・リーダーの称号を付与する。

- (1) 市民環境大学の講座等に8割以上出席し、修了した者
- (2) 市民環境大学の講座等に6割以上出席し、かつ、欠席した講座等の主題に係る報告書等を提出した者
- (3) その他市長が必要と認めた者

(認定の方法)

第3条 市長は、前条各号のいずれかに該当する者に認定証(別記様式1)を贈呈する。

(エコ・リーダーズマスター等の認定)

第4条 市長は、次の各号に掲げる称号について、それに該当する要件を満たしたエコ・リーダーに付与する。

- (1) シニア(上級) エコ・リーダーズセミナーに8割以上出席した者
- (2) アドバイザー(特上級) シニア(上級)の称号を有し、エコ・リーダーズセミナーに8割以上出席し、そのうち1回以上同セミナー又は市民環境大学で講師をした者
- (3) マスター(最上級) アドバイザー(特上級)の称号を有し、エコ・リーダーズセミナーに8割以上出席し、そのうち2回以上同セミナーで補助をした者

2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者に認定証(別記様式2)を贈呈する。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年6月1日から施行する。

別記様式1（第3条関係）

認 定 証

氏 名

あなたを渋川市エコ・リーダーとして認定します  
年 月 日

市 長 名

別記様式2（第4条関係）

認 定 証

氏 名

あなたを渋川市エコ・リーダーズ { シニア  
アドバイザー } として認定します  
マスター

年 月 日

市 長 名